

(6) CW協定に係る国内措置 (科技厅—NASDA)



7研局第388号

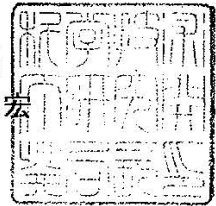
平成7年7月20日

宇宙開発事業団

理事長 松井 隆 殿

科学技術庁研究開発局長

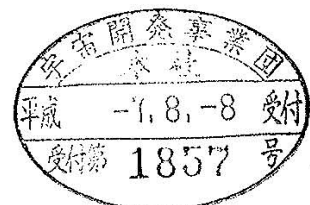
加藤 康宏



「平和的目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」及び代位請求に関する交換公文の効力発生について

標記について、平成7年7月20日、「平和的目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」及び代位請求に関する交換公文が発効したので、別添のとおり通知する。

今後、貴事業団において業務を遂行するにあたっては、「平和的目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」及び代位請求に関する交換公文の趣意を踏まえ、適当かつ必要な措置を講じられたい。



7 字 企 第 1 9 号

平成 7 年 8 月 2 1 日

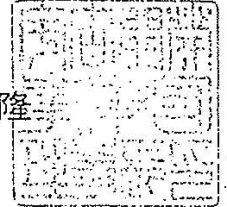
科学技術庁研究開発局長

加 藤 康 宏 殿

宇宙開発事業団

理事長 松 井

隆



「平和的目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」及び代位請求に関する交換公文の発効に伴う措置について

平成 7 年 7 月 2 0 日 付 け 7 研 局 第 3 8 8 号 を も っ て ご 指 示 の あ っ た 標 記 の 件 に つ き ま し て は 、 協 定 が 適 用 さ れ る 共 同 活 動 を 事 業 団 が 実 施 す る に 際 し 下 記 の 措 置 を 講 ず る こ と と い た し ま し た の で 、 ご 報 告 い た し ま す 。

記

1. 事業団の損害賠償請求権の（相互）放棄及び代位請求の補填

協定附属書に掲げる共同活動（日本国政府が事業団を日本側当事者として指定しているものをいう。）について、事業団は米国航空宇宙局（NASA）等米国側当事者との間において、損害賠償請求権の（相互）放棄を約束する取決めを締結する。

また、同取決めにおいて、事業団及び事業団関係者（契約企業、共同研究相手方等）の人身損害について政府が代位請求を行う場合は事業団が相手方に補填することを約束する（相手方からも同等の約束を取り付ける。）。

2. 事業団の関係者による損害賠償請求権の（相互）放棄

(1) 契約企業及びその下請け

事業団は、協定附属書に掲げる共同活動を実施するために契約を締結するに際しては、契約相手方に NASA 等米国側当事者及びその関係者に対する損害賠償請求権の（相互）放棄を約束させるとともに、当該契約相手

方がその下請け、孫請けに損害賠償請求権を（相互）放棄させるに必要な措置を講ずることを約束させる。

上記の措置を確保するため、平成7年7月20日をもって主務大臣の承認を受け「日米宇宙共同活動に係る業務委託基準特例」を制定するとともに、同日に「日米宇宙共同活動契約事務取扱特則」（7達第33号）を制定した。

(2) 共同研究相手方

事業団は、協定附属書に掲げる計画を実施するために共同研究に係る取決めを締結するに際しては、共同研究相手方にNASA等米国側当事者及びその関係者に対する損害賠償請求権の（相互）放棄を約束させるとともに、共同研究相手方がその契約企業、下請け、孫請けに損害賠償請求権を（相互）放棄させるに必要な措置を講ずることを約束させる。

上記の措置を確保するため、平成7年7月20日をもって「日米宇宙協力共同研究実施規則特則」（7達第32号）を制定した。

(3) その他の関係者

協定附属書に掲げる計画について、契約相手方、共同研究相手方以外の者が事業団の関係者として計画に参加する場合には、事業団とこれらの者との参加に係る取決めにおいて、NASA等米国側当事者及びその関係者への損害賠償請求権の（相互）放棄を約束させるとともに、相手方がその契約企業、下請け、孫請けに損害賠償請求権を（相互）放棄させるに必要な措置を講ずることを約束させる。

以 上

(添付資料)

1. 日米宇宙共同活動に係る業務委託基準特例（平成7年7月20日）
2. 日米宇宙共同活動契約事務取扱特則（7達第33号）
3. 日米宇宙協力共同研究実施規則特則（7達第32号）